



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年6月21日金曜日 第14号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 143

農用地利用配分計画の認可申請.....（ " ）... 143

保安林の指定施業要件の変更予定.....（森林整備課）... 143

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱.....（土木管理課）... 144

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 147

指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 147

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 147

指定障害児通所支援事業の廃止.....（ " ）... 147

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 148

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 148

指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 148

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 149

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 149

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（南予地方局農村整備課）... 149

土地改良区の定款変更の認可（2件）.....（ " ）... 150

告 示

○愛媛県告示第200号

令和元年5月15日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年6月21日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
株式会社 横林農園	愛媛県松山市	愛媛県松山市小山田甲1050番1ほか1筆	2,293
竹内 守	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町799番1	1,387
柳野 浩	愛媛県北宇和郡松野町	愛媛県伊予市稲荷乙158番1	4,162

2 認可年月日

令和元年6月12日

○愛媛県告示第201号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和元年6月21日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
山崎 勝幸	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄甲1024番1	115
小林 裕之	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字中川原字横枕302番1	1,345
服部 隼	愛媛県八幡浜市	愛媛県八幡浜市穴井2番耕地463番ほか5筆	6,479

2 申請年月日

令和元年6月11日

○愛媛県告示第202号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年6月21日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
今治市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
今治市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

工 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第203号

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱を次のように定める。

令和元年6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事関連業務の競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする共同企業体(県内の事業者の技術力の向上を図るため高度かつ特殊な技術を要する業務を実施することを目的として建設工事関連業務ごとに結成されるものに限る。以下同じ。)に必要な資格その他建設工事関連業務の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事関連業務」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。

2 この要綱において「有資格業者」とは、県が行う測量、建設コンサルタント等の業務に関する入札参加資格の審査を受け、建設工事関連業務の競争入札等を行う会計年度において当該競争入札等に参加する資格を有すると認められた者をいう。

3 この要綱において「契約担当者」とは、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第2条第6号に規定する契約担当者をいう。

(共同企業体の対象業務)

第3条 共同企業体により競争入札等を行わせることができる建設工事関連業務は、高度かつ特殊な技術を要するもの(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受けるものを除く。)とする。この場合において、共同企業体以外の有資格業者は、当該競争入札等に参加することができない。

(共同企業体の入札参加資格)

第4条 建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(共同企業体の構成員の数)

第5条 構成員の数は、2者とする。

(共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 県内に本店を有する有資格業者(以下「県内業者」という。)の組合せ又は県内業者及び県内に支店、営業所等を有する有資格業者(県内業者を除く。)の組合せであること。

(2) 一の共同企業体の構成員が、同一の建設工事関連業務に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

(共同企業体の構成員の要件)

第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 契約担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす技術者を配置することができること。

(2) 契約担当者が建設工事関連業務ごとに定める業務の実績を有すること。ただし、代表者以外の構成員については、確実かつ円滑な業務の実施を確保することができると思われる場合にあっては、この限りでない。

(共同企業体の構成員の出資比率)

第8条 各構成員の出資比率の最小限度は、30パーセント以上とする。

(共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 出資比率が構成員中最大の者であること。

(2) 契約担当者が建設工事関連業務ごとに定める資格要件を満たす管理技術者(建設工事関連業務の管理、統括等を行う者をいう。)及び照査技術者(建設工事関連業務の成果について技術上の照査を行う者をいう。)を配置することができること。

(共同企業体の入札参加資格の審査)

第10条 共同企業体を結成して建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする者は、建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて契約担当者に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 共同企業体協定書の写し

(2) その他契約担当者が必要と認める書類

2 契約担当者は、建設工事関連業務につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

る。

(入札書)

第11条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、代表者が記名押印するものとする。

(契約書)

第12条 共同企業体の業務委託契約書には、共同企業体の住所及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、建設工事関連業務の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第10条関係） 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書

建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

共同企業体の事務所の所在地
共同企業体の名称 _____ 共同企業体

共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名 ㊟

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名 ㊟

今般連帯責任によって建設工事関連業務を共同で実施するため、_____を代表者とする_____共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を_____年度において愛媛県の発注する_____業務の競争入札等に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、_____年度において愛媛県の発注する_____業務について次の権限を_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 業務の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 業務委託契約に関する一切の権限（契約の締結を除く。）
- (3) 業務委託料の請求及び受領に関する一切の権限
- (4) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (5) その他業務の実施に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	県内の本店又は支店、営業所等の所在地	商号又は名称	出資割合 (%)
代表者			
構成員			

2 入札、見積り、業務委託契約及び業務委託契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) その他契約担当者が必要と認める書類

○愛媛県告示第204号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和元年6月21日

愛媛県知事 中村時広

与村井（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和50年12月愛媛県告示第1253号）与村井の項で指定した標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と

次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成20年3月愛媛県告示第471号）浜（追加）の項で指定した標柱10号と標柱9号を結んだ線、同項で指定した標柱9号と与村井の項で指定した標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

Table with 5 columns: 市町, 字, 地番, 標柱. Rows include 宇和島市 吉田町法花津 龍王 今城 6番耕地299番1, 7番耕地469番, 6番耕地210番 7号, 8号, 9号, 10号.

○愛媛県告示第205号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和元年6月21日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

Table with 7 columns: 事業者番号, 氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名, 指定障害児通所支援の種類, 指定障害児通所支援事業所名称, 所在地, 指定期日. Rows include 3850200324, 3850600242, 3851300206, etc.

○愛媛県告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和元年6月21日

愛媛県東予地方局長 馬越史朗

Table with 7 columns: 事業者番号, 氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名, 指定障害福祉サービスの種類, 指定障害福祉サービス事業所名称, 所在地, 指定期日. Rows include 3810500763, 3820500779, 3810600779, 3820200917, etc.

○愛媛県告示第207号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年6月21日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200035	特定非営利活動法人 ライフサポートここは うす	愛媛県今治市南鳥生町 1丁目1番15号	明 智 美 香	放課後等デイ サービス	子育てサポート ふれい しゅーれ/えーる	愛媛県今治市北高下町 一丁目5番20号	平成31年 4月1日
3850600044	社会福祉法人 西条市 社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1	丹 勝 敬	発達支援	西条市社協児童デイサ ービスセンターひまわ り	愛媛県西条市周布349 番地1	平成31年 3月31日
3850600044	社会福祉法人 西条市 社会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1	丹 勝 敬	保育所等訪問	西条市社協児童デイサ ービスセンターひまわ り	愛媛県西条市石田339 番地1	平成31年 3月31日
3851300180	株式会社 L I N K	東京都豊島区要町二丁 目9番12号 要町ホワ イトビル1階A号	岡 田 明 久	放課後等デイ サービス	ファーストステップ四 国中央教室	愛媛県四国中央市三島 中央四丁目9番17号 アロエビル2階	平成31年 3月15日

○愛媛県告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サー
ビス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年6月21日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200190	特定非営利活動法人 フラット	愛媛県今治市北宝来町 3丁目1番地13	村 上 敬 子	居宅介護	特定非営利活動法人フ ラット 居宅介護事業 所	愛媛県今治市北宝来町 3丁目1番地13	平成31年 4月1日
3810600498	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿 河台2丁目9番地	森 信 介	同行援護	ニチイケアセンター登 道	愛媛県西条市大町1572 番地2-2	平成31年 3月31日
3810500201	社会福祉法人 わかば 会	愛媛県新居浜市船木長 野甲741-1	山 口 信 二	就労移行	わかば第2作業所	愛媛県新居浜市船木長 野甲2114番地	平成31年 3月31日
3820600710	医療法人 隣善会	愛媛県西条市飯岡地蔵 原3290番地の1	佐々木 朗	共同生活援助	グループホーム もく れんの家	愛媛県西条市飯岡地蔵 原3295番地2	平成31年 3月31日

○愛媛県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、
新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任
した旨の届出があった。

令和元年6月21日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	松 木 敏 幸	新居浜市萩生1234
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	真 鍋 英 記	新居浜市萩生1345
"	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	秦 慎 吾	新居浜市萩生11 - 2
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	塩 崎 誠 逸	新居浜市萩生1000
"	福 田 満 壽 夫	新居浜市萩生491
"	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	森 賀 直 文	新居浜市萩生1412 - 3
"	真 鍋 篤 俊	新居浜市萩生1347
"	福 田 健 剛	新居浜市萩生448

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	松 木 敏 幸	新居浜市萩生1234
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	真 鍋 英 記	新居浜市萩生1345
"	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	森 本 聡	新居浜市萩生1432
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	福 田 健 剛	新居浜市萩生448
"	白 石 裕 晃	新居浜市萩生960 - 2
"	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	松 木 正 英	新居浜市萩生1219
"	森 賀 直 文	新居浜市萩生1412 - 3
"	伊 藤 慎 吾	新居浜市大生院487 - 3

○愛媛県告示第210号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定
により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年6月21日

愛媛県東予地方局長 馬越 史朗

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和元年6月13日

3 指定道路の位置

四国中央市上分町字穴田729番9、729番10及び730番25並びに同市上分町字虚空蔵723番2の一部、726番1の一部、727番の一部、727番地先水路及び727番地先道

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 65.73メートル
(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市堀江町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月21日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows include 理事 松下長生, 高須賀一喜, 得松省二, 田村健司.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Rows include 太田訓史, 安井和久, 橋本友一, 高橋和志, 杉田信昭, 芳野豊志, 高木一男, 杉田秀夫, 石崎英二.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows include 理事 松下長生, 高須賀一喜, 太田和博, 田村健司, 太田訓史, 安井和久, 橋本友一, 高橋和志, 杉田信昭, 芳野豊志, 監事 高木一男, 杉田秀夫, 松下哲士.

○愛媛県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年6月21日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row includes 元中局建(開)第13号, 伊予郡松前町大字神崎字壱丁地699番8, 伊予郡松前町大字神崎699番地7, 竹田智規, 竹田幸代.

○愛媛県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津島町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月21日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows include 理事 宮本清幸, 山本久幸, 船田忠夫, 濱田金治, 山村喜治.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Rows include 山口好男, 玉木邦英, 土居秋義, 山本岩太郎, 清家儀三郎, 泉雄二, 岩藤賢治, 監事 三曳重郎, 坂本順作.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows include 理事 山村喜治, 濱田金治.

〃	船 田 忠 夫	宇和島市津島町北灘甲1773番地
〃	山 本 久 幸	宇和島市津島町北灘甲1121番地
〃	宮 本 清 幸	宇和島市津島町北灘甲391番地
〃	玉 木 邦 英	宇和島市津島町浦知361番地 1
〃	土 居 秋 義	宇和島市津島町下畑地丁36番地 3
〃	山 本 岩太郎	宇和島市津島町近家甲911番地
〃	清 家 儀三郎	宇和島市津島町近家甲162番地
〃	泉 雄 二	宇和島市津島町高田丙157番地 1
〃	三 曳 重 郎	宇和島市津島町増穂丙1709番地23
〃	岩 藤 賢 治	宇和島市津島町高田甲388番地 1
監 事	田 中 富 秀	宇和島市津島町北灘丙116番地 1
〃	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905番地

○愛媛県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 6月21日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	松 田 幾 弘	八幡浜市真網代乙334番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	矢 野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7

○愛媛県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、津島町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 6月21日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

○愛媛県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 6月21日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀